

バングラデシュ、パキスタン、ネパール、スリランカの PPP 法制について

2021年2月9日

One Asia Lawyers

南アジアプラクティスチーム

世界において巨大なインフラニーズが存在する中、世界銀行の Private Participation in Infrastructure (PPI) Database によれば¹、2005年頃から Public Private Partnership(以下、「PPP」)が増加しており、特に、南アジアにおける案件が活発となっています。もちろん、傾向として、財政基盤が脆弱であり、慢性的な財政赤字と対外債務が膨張していたり、また、予算制度が十分に機能していなかったり、行政当局の縦割行政が著しく政府内での見解が異なったりするようなケースが散見されますが、①外資を含めた民間による資金投下が必須であること、②脆弱な制度上の問題が生じていることを鑑み、南アジアにおいては、外資を活用した PPP によるインフラ整備投資への期待から、制度整備が急激に進んでいます。今後、さらに成長が見込まれる南アジアの PPP 分野における事業展開の可能性を踏まえて、今回はバングラデシュ、パキスタン、ネパール、スリランカの PPP 法制について解説します。

1 バングラデシュの PPP 法制について

バングラデシュ政府は、「ビジョン 2021」を戦略ペーパーとして作成し、PPP を通じたインフラ整備を最優先課題の一つとしています。政府は、民間投資を持続的に誘致するための環境を整備するため、2004年、バングラデシュプライベート・セクター・インフラ・ガイドライン(PSIG)を発行し、2009年6月には、PPPに関する「PPP-Public Private Partnership による投資イニシアティブ活性化」を発表、そして「官民パートナーシップのための政策と戦略」が2010年に公表されています。それらに加えて、複数のセクターにおける PPP 投資を強化するために明確な規制および手続き上のガイドラインが制定され、首相府が直轄する PPP 事務局(PPPO)が設立されています。PPPOにより、各セクターの手続きとガイドラインに関する文書が、定期的に公表されています。そして、ついに2015年9月16日にバングラデシュ初の PPP 法が成立しました。

PPP 法は、全49条から構成されています。第9条では、PPPOの権限および責任が詳細に規定されており、政策、規制、ガイドライン策定の責任を負っています。また投資家の手続き上の負

¹ <https://ppi.worldbank.org/en/ppi>

担軽減を目的として、関連文書の作成を簡略化するためのサンプル文書を作成し提供することもその義務となっています。パートナーの選定、プロジェクト入札、契約調印、インセンティブ等の提供や海外での研修、セミナー、学習ツアーを手配する義務も明記されています。また、PPP法 13-18 条では、PPP プロジェクトの選定と承認に関して規定されており、第 17 条に従って、投資家に対してインセンティブを付与することができると規定されています。ただし、本規定自体は非常に簡潔な内容に留まるため、具体的な手続きに関しては、今後の細則等の発表が待たれます。

また、PPP 法では、民間事業者の選定方法（第 19 条）、当事者間の合意に際するプロジェクト会社設立の必要性（第 22 条）、汚職および利益相反（第 24 条および第 25 条）に関する規定を定めており、汚職および利益相反の申し立てが生じた場合は、バングラデシュの調達法や汚職防止よりに対応されることが明記されています。また、第 26 条 2 項に基づき、法的関係、リスク配分、両当事者の権利および義務は、プロジェクト契約に準拠するとされ、第 26 条 3 項は、契約期間、保険、準拠法等のプロジェクト契約に含める必要のある規定が明示されています。

2 パキスタンの PPP 法制について

2 億人強の人口を抱えるパキスタンにおいては、膨大なインフラ需要が存在しています。実際に、1990 年初頭から道路、高速道路、バス等の交通インフラ、通信、空港、病院、水力発電等のプロジェクトについて、Public Private Partnership（以下、「PPP」）が活用されています。パキスタンにおける PPP 政策は、2007 年に承認され、2010 年に Public Private Partnership Policy が閣議決定されました。その後、2017 年 3 月 31 日に Public Private Partnership Authority Act（PPPA 法）が成立しています。同法では、PPP プロジェクト実施に際して、迅速性と透明性の確保、インフラ投資の推進、規制緩和等が規定されています。なお、州レベルにおいても PPP 規則が制定されています。

また執行監視機関として、財務省傘下のインフラプロジェクトユニット内に、Infrastructure Project Development Facility（以下、「IPDF」）という PPP ユニットが存在し、PPP プロジェクトの誘致、推進、監視機能を担っていましたが、2017 年に解散し、PPPA 法第 25 条に基づき、Public Private Partnership Authority（以下、「PPPA」）として、より大きな権限を与えられています（PPPA 法第 2 章以下）。

同法において、公共部門はインフラサービスのニーズを特定し、国、州、地方の各部門に特化した政策を策定し、それらを監督し、PPP アジェンダを提供することになっています。他方、民間部門の投資家は、プロジェクトを特定し、構想・精査した上で実行し（PPPA 法第 13 条 2 項）、入札書類やプロジェクト提案書を理事会の承認のために提出する（PPPA 法第 13 条 3 項）等を担っています。投資家は、PPPA の承認後、PPP 契約に基づいてプロジェクトを実施する必要があります。また、PPP 契約については、第 4 章において記載必須事項が定められており、紛争解決規定については、当事者間の合意により自由に設定可能となっています（PPPA 法第 18 条）。

なお、会計年度終了後、120 日以内に、PPPA に対して、PPP 契約の履行状況、進捗状況等を記載した年次報告書を提出する必要があるため、留意が必要です（PPPA 法第 28 条）。

3 ネパールの PPP 法制について

ネパールにおいては、特に 1990 年初頭から水資源を活用した水力発電等のインフラプロジェクトと電力輸出が国家的産業となっており、ネパール政府は民間投資を活用したプロジェクトのさらなる発展を期待しています。また、近年においては、水力発電や国際送電に加えて、道路、空港、市内公共交通整備プロジェクト等が進んでいます。

このような背景を踏まえ、1992 年に水力発電、電力外国投資移転法（Hydropower Policy Electric Act, Foreign Investment & Technology Transfer Act、2017 年改正）、1999 年に道路分野に関する BOT 政策（BOT Policy on Road Sector）、2001 年水力発電政策（Hydropower Development Policy）、公共インフラ、2001 年 BOT 政策（Public Infrastructure Build Operate and Transfer Policy）、2003 年民間インフラ投資に関する条例（Private Investment in Infrastructure Build and Operate Ordinance）、2006 年インフラ整備・運営民間資金法（Private Financing in Build and Operation of infrastructure Act, BOOT Act）、民間投資法（Private Investments in Infrastructure Act）、2011 年投資委員会法（Investment Board Act）、2018 年電力規制委員会法（Electricity Regulation Commission Act）等が整備されています。

特に、2015 年に閣議決定された Public Private Partnership Policy（以下、「PPP 政策」）は、PPP 契約に関する明確な規制枠組みとガイドラインの必要性を提示しています。また、ネパール財務省は、既存のインフラ整備・運営民間資金法に代わる PPP 法案を作成し、2019 年 3 月 27 日に

遂に PPP 法 (Public Private Partnership Act) が成立。さらに 2020 年に PPP 規則 (Public-Private Partnership and Investment Regulations) が成立しています。

PPP 法によれば、第 2 章において、PPP プロジェクトに関する実施監査委員会、その傘下の PPP ユニット、投資ユニット、専門家ユニット等の機能、選任方法、等が明確に規定されています。また、第 3 章においては、PPP の種類 (BT、BOT、BOOT、BTO、LOT、LBOT 等) 等、投資の承認実施手続き等について具体的に規定しています。さらに、第 5 章では、PPP 契約の記載内容、実施や監視内容について規定しています。第 6 章では、投資家保護、恩典、用地や施設利用等について、規定がなされています。

4 スリランカの PPP 法制について

スリランカにおいては、膨大なインフラ需要がありますが、Public Private Partnership (以下、「PPP」)に関する法令は存在していません。直近では、2016年にスリランカ投資委員会 (BOI) 傘下のインフラ投資事務局内に、PPPユニットが設置され、PPPに関する取り組みを促進、調整する機能を有しています。

また、スリランカ政府は成長戦略において、PPPを推進する意思表示をし、国内インフラへの国内外の民間投資を奨励しています。

実際に、民間投資家による携帯電話サービス、無線ローカル線システム、公衆電話ネットワークなどの電気通信サービス分野では、すでに事例が存在しています。また、水力発電システムから大規模発電所までの電力セクターへの投資や港湾セクター等への投資も行われており、インフラ投資の機会が、高速道路、公共交通、環境分野など多岐に渡って拡充してきています。今後、PPP 投資アプローチが広く利用されることが期待されるプロジェクトは、運輸、航空、酪農、観光、飲料水供給などといわれており、民間投資奨励のための規制緩和等が検討されています。

PPPプロジェクトは、Build-Own-Operate (BOO)、Build-Own-Transfer (BOT)、またはBuild-Own-Operate-Transfer (BOOT) 等のスキームで実施されていることが多くなっています。

ただし、具体的なPPP政策や包括的な法律は制定されておらず、現時点に1998年に発布された民間セクター・インフラ・プロジェクトに関するガイドラインにおいて手続き等が少

し触れられている程度であり、こちらが現在のPPPガイドラインに代わるものとして利用されており、個別の条件等は基本的には政府との交渉や契約によると考えられます。

当ガイドラインによれば、インフラプロジェクトに関連する調達プロセスは、民間事業者からの提案依頼書の発行から開始されます。もしくは、民間投資家がスリランカ政府の公募型プロジェクトに提案書を提出することも可能となっています。当該提案書は、インフラプロジェクトを所轄する委員会で評価、審査され、インフラプロジェクトの必要性を検討し、必要性が認められた場合において、その後、関係政府機関によって、公式に入札プロセスに入ることになり、スリランカの公共調達委員会が発行している公共調達マニュアル（Public Procurement Manual）に従って、手続きを進める必要があります。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は 2021 年 2 月 9 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスにおいては、南アジア各地の弁護士、専門家と協同しながら対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<著者紹介>

志村 公義

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム代表

外資系法律事務所に8年間所属、外資系企業の日本投資案件(「インバウンド」)・コーポレート業務を中心にサポート。その後、日系一部上場企業アジア太平洋 General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部(シンガポール)での法務部長等、企業内法務に約10年間従事。2019年より One Asia Lawyers に参画し、インド及び南アジア周辺国に滞在している。

藪本 雄登

One Asia Lawyers

南アジアプラクティスチーム

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを2010年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで10年間に渡る駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。インフラプロジェクトについては、タイ、カンボジア、ミャンマーにおける道路敷設や鉄道、上下水道、高速道路のメンテナンスなどの開発プロジェクト、ラオスでの電力開発案件等を支援。現地におけるプロジェクトやJVのストラクチャーや設立、建設や発電関連規制の調査、発注者やサブコントラクターとの諸所の契約支援、現地で生じる通関や付加価値税の問題等の法的なサポートを実施。

山田 薫

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

インド事務所に所属。国際協力機関や在インド日系企業での勤務経験を活かし、南アジア各国の現地弁護士と協働して進出日系企業に対する法的なサポート、各種法律調査等を行う。